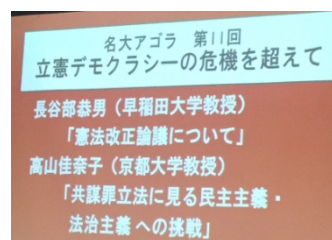


## 憲法改正論議について

写真は10月9日の名大アゴラ「立憲デモクラシーの危機を超えて」。標題の長谷部恭男・早稲田大教授の講演概要を紹介する。初めて講演を聴いたが、やはり鋭い。



自民党「政権公約2017」のいちばん最後に憲法が出てくる。

わが党は、結党以来、「自主憲法の制定」を党是に掲げており、現行憲法の国民主権、基本的人権の尊重、平和主義の3つの基本原理は堅持しつつ、憲法改正を目指します。憲法改正については、国民の幅広い理解を得つつ、自衛隊の明記、教育の無償化・充実強化、緊急事態対応、参議院の合区解消など4項目を中心に党内外の十分な議論を踏まえ、憲法改正原案を国会で提案・発議し、国民投票を行い、初めての憲法改正を目指します。



9条に「自衛隊の現状」を明記？

「自衛隊の現状」とは何か。集団的自衛権の部分行使を許容する「現状」を書き込むことになるのか。「現状」を条文に落とし込むのは簡単なことではない。自衛隊を憲法に明記していないことの意味が重要だ。自衛隊の個々の活動について必要性和合憲性を立証する責任を政府に課している。自衛官の「誇りと自信」を改憲の道具としてのみ扱っているのではないか。国民投票で否決されると自衛隊の「現状」が否定されたことになり、どこに戻ればよいのか。軍の正当性を否定することから、戦後日本の民主主義は出発した。戦後の東アジア諸国のなかで、日本は軍政やクーデターを経験しなかった稀有な国なのだ。

高等教育の無償化

高等教育を無償化するためには、改憲だけでは不十分で予算措置が必要。予算措置が整えば改憲は不要。改憲は必要でも十分でもない。そもそも高等教育を無償化することは、公平な政策と言えるのか。金を出せば口も出したくなるのが世の習い。大学の自治を裏口から掘り崩しかねない。

緊急事態条項

自民党改憲案に示された緊急事態条項は、発動の要件があいまいで歯止めがなく、発動の効果が大きすぎ、あまりにも危険。解散後の総選挙の日程など、訓示規定にとどまる

のではないか。何が起こるか事前の予測は不可能。事後的に議会に免責を求めるなど、弾力的な対処が必要なことも。

参院選挙区の合区解消？

そもそも都道府県の廃置分合は法律事項。「現状の都道府県」も憲法に書き込むのか。これまた否決されると、「現状の都道府県」が否決されたことになり、どこに戻ればよいか分からなくなる。参議院議員の数を増やせば(歳費を減らして)いいだけでは？

憲法に対する、こどもじみた態度が問題だ。憲法を変えればなんとかなるのか。憲法9条を変えれば、北朝鮮を押しえこめるのか。

憲法にできることとできないこと、憲法を変えて何とかなることと何ともならないことを、まずは見分けるオトナの態度が必要だ。

(2017年10月13日)